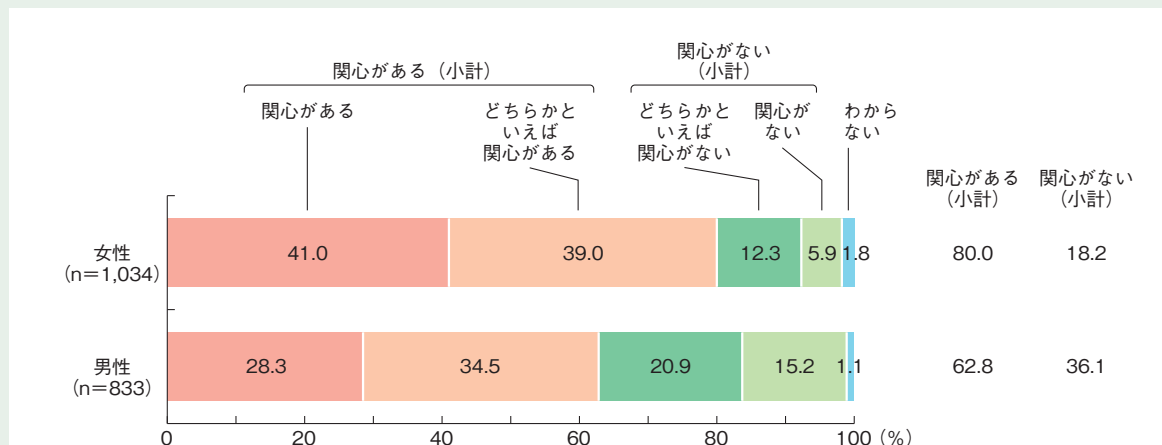


図表-56 食育への関心度



資料：内閣府「食育に関する意識調査」(平成23年12月)

③ 医学教育等における食育推進

すべての医学生が卒業までに最低限修得すべき教育内容を定めた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」においては、食生活と疾病の関連等に関して、〈1〉予防医学を概説できる、〈2〉生活習慣に関連した疾病の種類、病態と予防治療について学ぶ、などを学習目標として設定しており、これらに基づき、各大学において医学教育等の改善・充実に取り組んでいる。

第5節 歯科保健活動における食育

(1) 8020運動の推進

すべての国民が健やかで豊かな生活を過ごすため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の一環として、食生活を支える口腔機能の維持などについての指導が推進

されてきた。

8020達成者の割合は、6年に1度実施されている歯科疾患実態調査の結果によると、昭和62年の7.0%から平成17年には21.1%へと上昇している。

厚生労働省では、8020運動も含めた歯科保健活動の推進において、食育を推進してきている。具体的には、国民の歯科疾患予防など歯の健康の保持を推進させるための「8020運動推進特別事業」で都道府県の取組の支援を行っており、各都道府県でも、同事業を活用し、地域の実情を踏まえた「8020運動」に関わる事業が展開されている。その中で、噛み応えのある料理などを用い、噛むことの大切さの教育など、食育に関わる事業も実施されている。

(2) 噛ミング30を目指して

平成21年7月13日には、厚生労働省において開催された「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」で、それまでの議論を踏まえ、「歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書

「歯・口の健康と食育～噛ミング30（カミングサンマル）⁹を目指して～」が公表された。同報告書において、食育推進に向けた今後の取組として、各ライフステージにおける食育推進の在り方、関係機関（職種）における歯科保健と食育の推進方策、新たな視点を踏まえた歯科保健対策の推進などについて提言がなされた。

（3）歯科口腔保健の推進

平成23年8月には、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定された。同法に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を策定するため、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会の下に歯科口腔保健の推進に関する専門委員会を設置し、乳幼児期から高齢期のライフステージごとの特性に応じた食育の重要性や食育に関する施策との連携も含めて、議論がなされている。

（4）関係団体等における取組

関係団体等においては、上記のような国や都道府県の取組も踏まえ、以下の取組を実施してきている。

- ① 社団法人日本歯科医師会、日本歯科医学会、社団法人日本学校歯科医会、社団法人日本歯科衛生士会の4団体から、平成19年6月に、国民すべてが豊かで健全な食生活を国民的運動として広く推進することを宣言した「食育推進宣言」が出された。
- ② 社団法人日本歯科医師会と社団法人日本栄養士会から、平成22年4月に、すべての食育関連職種が互いに連携・協調して食育

を推進することを宣言した「健康づくりのための食育推進共同宣言」が出された。

- ③ 「健口歯爽～噛ミング30の目指すところ～」というテーマのもと、平成22年11月に第31回全国歯科保健大会が開催された。その中で、食を味わうことや口の健康に關しての講演やシンポジウムが行われた。
- ④ 社団法人日本歯科医師会と社団法人日本栄養士会の共催により「食べること」に関わる管理栄養士、栄養士、歯科医師及び歯科衛生士等がどのように被災者を支えていくべきであるか、共通認識を深めることを目的に、平成24年1月、第3回共同シンポジウム「救われた命を守っていくために～災害時に食べることをどう支えるか～」が開催された。
- ⑤ 社団法人日本歯科衛生士会では「ライフステージごとの食育」の普及啓発を目的としたポスターを作成し、幅広い年齢層の国民に対して更なる周知を図っている。

第6節

食品関連事業者等による食育推進

食育の推進に当たっては、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等の関係者間の連携と、各分野における積極的な取組が不可欠である。食品関連事業者等は消費者との接点が多いことから、食育の推進に占める役割は大きく、様々な体験活動の機会の提供や健康に配慮した商品・メニューの提供、食に関する情報や知識の提供が求められている。

近年、食品製造業、小売業、外食産業を始めとした食品関連事業者等による食育活動が

9 カミング30（カミングサンマル）とは、ひとくち30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズ